

議 事 録

会議の名称	令和4年第7回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年7月25日(月) 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第34号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第35号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (4) 第36号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 報告第33号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (7) 報告第35号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (8) 報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年第7回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第7回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 降ひょうによる被災農業者への支援策について 5 令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯における保険料の減免について
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から令和4年第7回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。暑い中ご出席いただきましてお礼申し上げます。先ほど、事務局長からも話があったとおり、新型コロナウイルスの第7波が蔓延しつつあります。できましたら4回目のワクチン接種を積極的に受けていただければと思います。また、6月末から農地パトロールを進めていただいていることと思います。大変暑い中でのパトロールとなりますので、体調には十分に気をつけてください。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日、農業委員の田島敏包委員、推進委員の吉田芳昭委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、18番坂爪委員、2番関根委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採</p>

	<p>決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第34号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第34号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第34号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。内訳は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりました、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、3ページとなります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、本来であれば、私が地区担当委員として報告するところではございますが、私が議事進行中のため、同地区内の倉野内推進委員から報告をお願いいたします。</p>
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内より報告させていただきます。</p> <p>7月24日午後3時20分頃、田端会長と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、主要地方道秩父児玉線金屋南交差点から西に約200mに位置して</p>

	<p>おります。隣接する北側には、受人の耕作地があります。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。申請事由は売買でございます。受人の年齢は56歳、本人の農業従事日数は250日です。農業従事者数は本人と父の計2名でございます。農機具はトラクター2台、管理機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第35号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第35号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページ及び6ページをご覧ください。今回の申請件数は、9件です。田3筆及び畑9筆の面積合計1万3千419平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自</p>

	<p>立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第35号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第35号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第35号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第36号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第36号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第36号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページをご覧ください。申請件数は1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、排水管敷設工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、9ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、許可相当であるものと考えます。</p>
議長	<p>整理番号1について、岡芹委員から報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告させていただきます。7月21日午前9時頃、門倉推進委員</p>

	<p>と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書9ページ、4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は共栄自治会館より南西方向に80mほど進んだ集落の中に位置しております。周辺の状況は、申請地の西側は申請人所有の敷地に接しており、周辺は住宅地に囲まれています。恐れ入ります。議案書8ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は住宅敷地拡張用地でございます。申請の理由は、排水管敷設のための住宅敷地拡張です。申請人は、自己所有の農地を建売分譲住宅用地として売り渡すこととなり、その土地に母屋で使用している排水管が埋設されていますが、土地の売渡しに際して撤去しなければならないため、当該申請地を利用して新たな排水管を設置することとなりました。</p> <p>申請地周辺は、住宅が密集し、周辺農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第37号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第37号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第37号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、11ページ及び12ページをご覧ください。申請件数は、使用貸借権4件、所有権移転4件、及び所有権移転と地上権設定の1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号9までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号1をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、13ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、許可相当であるものと考えます。</p> <p>なお、本案件の面積につきましては、道路後退部分が含まれておりますので、実際の転用面積は500平方メートル未満であることを確認しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、関根委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>関根委員</p>	<p>2番関根が報告させていただきます。7月21日午後1時頃、小川推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書13ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は旧中山道牧西交差点から、北へ約260メートルに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書11ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。申請人は現在熊谷市内にて生活していますが、日常の生活に手狭となり新たな自己用住宅の建築が必要になり今回の申請に至りました。以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われれます。</p> <p>なお、申請地のうち29平方メートル分につきましては、農地転用許可後、本庄市へ道路後退部分として寄付する予定です。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われれます。以上、ご報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号2をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地で</p>

	<p>す。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、14ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、永尾委員から報告をお願いいたします。
永尾委員	<p>11番永尾より整理番号2について報告させていただきます。7月20日午前8時ごろ、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては、議案書14ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は児玉町児玉地内、国道254号バイパス生野交差点から北に約150メートル、飲料メーカーの工場を東に30メートルほどの山裾の市道沿いにあります。</p> <p>恐れ入りますが、議案書11ページにお戻りください。渡人が東京在住のため手入れが行き届かず、現状は草が生い茂っています。両隣は人家ですので自己用住宅用地として転用することに問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、15ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員から報告をお願いいたします。
岡芹委員	9番岡芹より報告します。7月21日午前9時20分ごろから渡人の住居先

	<p>において荒井推進委員と現地確認を行いました。また、渡人立ち合いの元、調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書15ページ5-3の地図をご覧ください。申請事由は使用貸借権による農地転用許可申請です。申請地は、共栄自治会館から南方向へ200メートルほどの場所にあり、民間の保育所の北側に位置しており、社宅と民家に囲まれている場所です。</p> <p>恐れ入ります。議案書11ページにお戻りください。申請理由は、受人である娘夫婦は、両親と子ども3人の計5人で賃貸住宅に住んでいます。子供が成長するにつれて手狭になり家を建てる相談をしたところ、親としてもそばに住んでほしいことから承諾を得たので申請に至ったものです。</p> <p>申請請事由は自己用住宅用地です。申請地周辺は住宅が立ち並び、他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、16ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石より報告します。7月23日午後5時頃、内田推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取りを行いました。議案書11ページと16ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、県道本庄寄居線の北泉小学校前交差点より東へ100mほどの場所に位置しております。東側は道路に面し、周りは住宅に隣接しております。受人と渡人との関係は親子で、権利区分は使用貸借権となります。</p> <p>周辺農地への支障はなく、許可にあたっては何ら問題はないかと考えられます。</p>

	皆さま方の慎重審議、よろしくお願ひいたします。以上、報告いたします。
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田6筆及び畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転及び地上権です。申請事由は、貸太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について細野会長代理の報告をお願いいたします。
細野会長代理	<p>整理番号5について、1番細野より報告します。7月22日午後1時頃、細野林之助推進委員と現地確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書17ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道17号日の出4丁目交差点より北へ約150メートルの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書11ページにお戻りください。申請事由は貸太陽光発電施設用地です。申請地一体は、耕作されている様子は無く、一部雑草が生い茂っております。また、国道に近い場所で周辺に店舗などが立ち並び、他の農地に支障を及ぼす恐れもないと思われまますので、許可にあたっては特に問題ないと考えられます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、</p>

	ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号6につきましては、本来であれば、私が地区担当委員として報告するところではございますが、私が議事進行中のため、同地区内の倉野内推進委員から報告をお願いいたします。
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。7月24日午後3時45分頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は金屋保育所前交差点から、南東約230メートルに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書11ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在申請地付近のアパートで生活していますが、子供の成長など将来的なことを考えて自己用住宅の建築が必要になり今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7をご説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをご覧ください。5-7については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、整理番号6と同様の理由により、倉野内推進委員から報告をお願いいたします。
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。7月24日午後3時45分頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は、先ほどご説明しました整理番号6の申請地のすぐ南側となります。</p> <p>恐れ入ります、議案書11ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在申請地付近の借家で生</p>

	<p>活しています。申請地は住環境が整っており、現在の住まいからも近いことから今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8について、細野会長代理から報告をお願いいたします。
細野会長代理	<p>1番細野より報告します。7月22日午後2時頃、細野林之助推進委員と現地確認をいたしました。申請地の概要につきましては、議案書19ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は、国道17号日の出交差点より北東約100メートルの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書12ページにお戻りください。申請事由は住宅敷地拡張用地です。今まで自宅敷地内に車を置いていましたが、道路より宅地の地面が高いため車体を傷つけることが多く悩んでいたところ、親族から申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。申請地は駐車場として利用していく予定です。</p> <p>申請地は市街化区域に隣接しており、農地を分断し集団性に支障が生じないこと農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。

<p>事務局長</p>	<p>整理番号9をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。</p> <p>なお、整理番号1と同様に、本案件の面積につきましては、道路後退部分が含まれておりますので、実際の転用面積は500平方メートル未満であることを確認しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号9について、間正委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>間正委員</p>	<p>16番、間正が報告させていただきます。7月19日午後1時半頃、福田光男推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書20ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は庚申橋から西へ約300メートルに位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権の設定となっております。</p> <p>申請人は現在申請地すぐ近くの自己用住宅で生活していますが、家の老朽化、老後の際の住居バリアフリー化などを考慮し、自己用住宅建築が必要になり、今回の申請に至りました。なお、現在居住している住宅は転居の後に取り壊す予定です。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。皆さま方の慎重審議をよろしくお願い申し上げます。以上、ご報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、整理番号1から整理番号9までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号9について、許可相当</p>

	<p>とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第33号から報告第36号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第33号を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>報告第33号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、22ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第34号をご説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。</p> <p>報告第34号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、24ページ及び25ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第35号を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>報告第35号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>報告書の提出件数は、4件で、その報告書が27ページから37ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第36号をご説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。</p>

	<p>ください。</p> <p>報告第36号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたので、報告いたします。</p> <p>通知内容については、39ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、3件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第7回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p>

令和4年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年7月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時5分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席	○	仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	欠席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席	○		木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長	高群 邦人
-----------	-------